

第3次香美町総合計画

# 第4部 資料編



# 1 策定経過

期日	内容
2024(令和6)年11月11日	子育て世代ワークショップ ■テーマ 香美町の子育て施策の良いところ、改善すべきところ 子育て世代が移住するための条件
2024(令和6)年11月11日	高校生ワークショップ(香住高校・村岡高校) ■テーマ 香美町の現在のイメージ(良いところ、改善すべきところ) 住み続けたい町、帰ってきたい町とは
2024(令和6)年11月19日	令和6年度 第1回香美町総合計画審議会 (1)香美町総合戦略について(令和5年度事業評価・検証) (2)第3次香美町総合計画の策定について
2024(令和6)年11月30日	村岡区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による村岡区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域を担う産業人を育むまちの推進
2024(令和6)年12月1日	香住区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による香住区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域を担う産業人を育むまちの推進 (3)水産業を振興するまちの推進 (4)地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまちの推進
2024(令和6)年12月1日	小代区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による小代区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域で子育てを担うまちの推進 (3)地域を担う産業人を育むまちの推進 (4)次代を生かす農林業を振興するまちの推進
2024(令和6)年12月23日	シニア世代ワークショップ ■テーマ 「買い物」「通院」に関する困りごと
2024(令和6)年12月23日	働く世代ワークショップ ■テーマ 香美町の産業振興のために目標として重視すべきこと

期日	内容
2025(令和7)年5月28日	第3次香美町総合計画の諮問
2025(令和7)年5月28日	令和7年度 第1回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア まちの将来像の選定について イ 序論、基本構想、基本計画の体系について ウ 人口ビジョンの改訂案について エ 今後のスケジュールについて
2025(令和7)年7月30日	令和7年度 第2回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第1回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)1~3(前半)素案について ウ まちの将来像の選定について
2025(令和7)年9月2日	令和7年度 第3回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第2回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)4~6(後半)素案について ウ まちの将来像の選定について
2025(令和7)年10月8日	総務民生・産業建設文教常任委員会合同委員会 第3次香美町総合計画(案)について
2025(令和7)年10月9日	令和7年度 第4回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第3回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)の体系について ウ 基本計画(重点施策)素案について エ パブリックコメントの実施方法(案)について
2025(令和7)年10月29日	小代区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年10月31日	香住区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年11月4日	村岡区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年11月12日	令和7年度 第5回香美町総合計画審議会 (1) (略) (2) 第3次香美町総合計画等パブリックコメントの対応について (3) 香美町総合戦略について(令和6年度事業評価・検証)
2025(令和7)年11月14日	第3次香美町総合計画の答申
2025(令和7)年12月18日	第156回香美町議会定例会 「第3次香美町総合計画を策定することについて」可決

## 2 諮問・答申

諮問第2号

諮 問 書

令和7年5月28日

香美町総合計画審議会 会長 様

香美町長 浜 上 勇 人



第3次香美町総合計画について

香美町総合計画審議会設置条例（平成17年香美町条例第237号）第2条第1項第1号の規定に基づき、第3次香美町総合計画について、調査、審議を求めます。

令和7年11月14日

香美町長 浜上 勇人 様

香美町総合計画審議会

会長 太田 垣 修



第3次香美町総合計画について（答申）

令和7年5月28日付諮問第2号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申します。

## 3 パブリックコメントの結果

### 1 募集の趣旨

本町の10年間の「まちづくりの基本的な指針」として、町の将来のあり方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、町民と行政が町の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画である「第3次香美町総合計画」の策定にあたり、広く意見を募集するため。

### 2 意見の募集期間

- (1)第3次香美町総合計画(案)  
令和7年10月10日(金)～令和7年11月9日(日)
- (2)第3次香美町総合計画基本計画(重点施策:第3期香美町総合戦略)(案)  
令和7年10月20日(月)～令和7年11月9日(日)

### 3 周知方法

- (1)町ホームページへの掲載
- (2)香美町企画課及び各地域局での閲覧

### 4 提出方法

- (1)郵送
- (2)FAX
- (3)電子メール
- (4)直接持参

### 5 募集の結果

- (1)提出者数  
9人
- (2)提出件数  
28件

## 4 総合計画審議会委員名簿

任期 令和6年2月25日～令和8年2月24日

団体名称	所 属	役職等	氏 名	備 考
町行政委員会の委員	香美町農業委員会	会 長	古川 功兒	
	香美町教育委員会	委 員	安田 優二 多田 好江	～R6.11.18 R6.11.19～
公共的団体等の役員又は職員	香美町連合自治会	副会長	田村 正明 中村 幹夫 西村 功	～R6.11.18 R6.11.19～ R7.7.29 R7.7.30～
	香美町いずみ会	副会長	田淵 悠代	
	香美町社会福祉協議会	会 長	森脇 修	
	香美町商工会	会 長	中村 暁 谷淵 一彦	～R7.7.29 R7.7.30～
	香美町観光連絡協議会	会 長	清水 浩仁	
	但馬漁業協同組合	理 事	山下 徹	
	香住水産加工業協同組合	組合長	田中 一行	
	たじま農業協同組合	理 事	須川 多華子	
識見を有する者	-	香住区	長 一仁	副会長
	-	香住区	森 千佳子	
	-	村岡区	西村 昌樹	
	-	村岡区	森本 敦子	
	-	小代区	太田垣 修	会長
	但馬銀行 香住支店	支店長	山西 真	R7.5.28～
	神戸新聞社 但馬総局	但馬総局長	陳 友昱	R7.5.28～
	上田真之介事務所	司法書士	上田 真之介	R7.5.28～

(敬称略)

## 5 香美町総合計画審議会設置条例

(施行)平成17年9月30日条例第237号

(改正)平成23年12月13日条例第27号

令和元年12月19日条例第30号

### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香美町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 基本構想(本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めるものをいう。)に関する事
  - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する本町の都市計画及び土地利用計画に関する事
  - (3) 本町の公共事業の評価に関する事
  - (4) その他町長が必要と認める事項に関する事
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員及び特別委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町行政委員会の委員
  - (2) 公共的団体等の役員又は職員
  - (3) 識見を有する者
- 3 特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項を調査審議する場合に、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項の規定により、町議会議員である者のうちから町長が委嘱する。
- 4 前項の特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項の調査審議を行う場合に限り、審議会の会議に出席する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(部会)**

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務をより能率的に遂行するための専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

**(住民等の意見)**

第8条 審議会は、特定の住民の権利義務に大きな影響を及ぼすおそれのある事項その他重要な事項について調査審議するときは、町の区域内に住所を有する者及び当該事項に係る関係者の意見を聴くことができる。

**(委任)**

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(平成23年12月13日条例第27号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(令和元年12月19日条例第30号)**

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

## 6 地域自治区の設置に関する協議書

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第2項に規定する合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### (地域自治区の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項及び法第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

#### (地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、小代区、村岡区及び香住区とする。

#### (地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の手事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
香美町小代区大谷564番の1	香美町小代地域局	小代区の区域
香美町村岡区村岡390番地の1	香美町村岡地域局	村岡区の区域
香美町香住区香住字門前1595番地の3	香美町役場	香住区の区域

#### (地域協議会の設置及び構成員)

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会(以下「協議会」という。)は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
  - (2) 識見を有する者
  - (3) 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員の報酬については、新町において定める特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

#### (協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
  - (2) 職務上の義務違反があったとき。

**(協議会の権限)**

第6条 協議会は、次に掲げる事項のうち、町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かななければならない。
- (1) 新町まちづくり計画に関する事項
  - (2) 基本構想及び各種振興計画に関する事項
  - (3) その他町長が必要と認める事項

**(協議会の会議)**

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

**(協議会の庶務)**

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

**(委任)**

第9条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

平成16年11月26日

美方町長 上田節郎  
村岡町長 岩槻 健  
香住町長 藤原久嗣